

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	河川法	法令の番号	昭和39年法律第167号		
許認可等の種類	許可工作物の完成前の使用の承認	根拠条項	第30条第2項		
審査基準	<p>1. 「ダム検査規程」（昭和43年2月17日建設省訓令第2号）による。</p> <p>2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（10）による。</p>				
	受付 機関 土木事務所	処理 機関 土木事務所	交付 機関 土木事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 NO